

平成 25 年度第 3 2 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 26 年 3 月 13 日 (木) 午前 10 時 00 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 義昭
総括課長 花山 智行

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 4 号、議案第 5 号、協議事項 1、及び報告事項 1 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号	給料の特別調整額に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 2 号	へき地手当等に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 3 号	級別職務区分表の告示の一部改正について	(公 開)
議案第 4 号	職員の選考による昇任及び転任並びに職務の級の決定について	(非公開)
議案第 5 号	職員の勤務延長の期限の延長について	(非公開)
協議事項 1	岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について	(非公開)
報告事項 1	公務員の高齢期の雇用問題について	(非公開)
報告事項 2	関係労働団体からの要請書について	(公 開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

[議案第 1 号] 資料はこちら

組織改編に伴い、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

[議案第 2 号] 資料はこちら

へき地学校及び準へき地学校の統廃合に伴い、へき地手当等に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

[議案第 3 号] 資料はこちら

組織改編に伴い、級別職務区分表の告示の一部を改正することについて、決定した。

[報告事項 2]

関係労働団体からの要請書について、報告した。

(2) 非公開とした会議

[議案第 4 号]

知事、医療局長及び教育委員会から申請のあった者に係る選考による昇任及び転任並びに職務の級の決定について、決定した。

〔議案第5号〕

知事から申請のあった者に係る勤務延長の期限の延長について、決定した。

〔協議事項1〕

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について、協議した。

〔報告事項1〕

公務員の高齢期の雇用問題について、報告した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について

平成26年3月13日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

組織改編等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 組織改編等に伴い、所要の改正をすること。（別表第1関係）
- (2) その他所要の整備をすること。（第3条関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成26年4月1日から施行すること。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																																			
<p>(支給額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（<u>条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員</u>にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第2項</u>の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組 織</th> <th colspan="6">区 分</th> </tr> <tr> <th>1 種</th> <th>2 種</th> <th>3 種</th> <th>4 種</th> <th>5 種</th> <th>6 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知 本 事 庁 の 事 務 部 局</td> <td colspan="3">[略]</td> <td>[略] 政策監 I L C 推進監 調整監 [略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>広 域 振 興 局 以 外 の 出</td> <td></td> <td>東京事 務所長</td> <td>[略]</td> <td>[略] 食肉衛 生検査 所長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	区 分						1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]			[略] 政策監 I L C 推進監 調整監 [略]	[略]		[略]						広 域 振 興 局 以 外 の 出		東京事 務所長	[略]	[略] 食肉衛 生検査 所長	[略]		<p>(支給額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例第2条第3項</u>の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組 織</th> <th colspan="6">区 分</th> </tr> <tr> <th>1 種</th> <th>2 種</th> <th>3 種</th> <th>4 種</th> <th>5 種</th> <th>6 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知 本 事 庁 の 事 務 部 局</td> <td colspan="3">[略]</td> <td>[略] 政策監 調整監 [略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>広 域 振 興 局 以 外 の 出</td> <td></td> <td>東京事 務所長 先端科 学技術 研究セ ンター 所長 環境保 健研究</td> <td>[略]</td> <td>[略] 食肉衛 生検査 所長 環境保 健研究 センタ ー副所 長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	区 分						1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]			[略] 政策監 調整監 [略]	[略]		[略]						広 域 振 興 局 以 外 の 出		東京事 務所長 先端科 学技術 研究セ ンター 所長 環境保 健研究	[略]	[略] 食肉衛 生検査 所長 環境保 健研究 センタ ー副所 長	[略]	
組 織	区 分																																																																				
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種																																																															
知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]			[略] 政策監 I L C 推進監 調整監 [略]	[略]																																																																
	[略]																																																																				
広 域 振 興 局 以 外 の 出		東京事 務所長	[略]	[略] 食肉衛 生検査 所長	[略]																																																																
組 織	区 分																																																																				
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種																																																															
知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]			[略] 政策監 調整監 [略]	[略]																																																																
	[略]																																																																				
広 域 振 興 局 以 外 の 出		東京事 務所長 先端科 学技術 研究セ ンター 所長 環境保 健研究	[略]	[略] 食肉衛 生検査 所長 環境保 健研究 センタ ー副所 長	[略]																																																																

給料の特別調整額に関する規則の一部改正について

H26.3.13 人事委員会事務局

1 改正の趣旨

知事部局等（警察本部以外）の平成26年度組織改編等による職の改廃等に伴い、給料の特別調整額に関する規則別表第1に掲げる職（以下「指定職」という。）について所要の改正を行うとともに、その他所要の整備を行うこと。

2 改正内容

(1) 知事部局関係

ア 移管・再編に伴う指定職の削除

	指定職から削除する職	給料表	現行		移管・再編後		
			職務の級	給料の特別調整の区分	職名	職務の級	給料の特別調整の区分
①	ILC推進監	行政職	6・7級	4種	ILC推進課長	6・7級	5種*
②	先端科学技術研究センター副所長	〃	6・7級	4種	現行(左記)と同じ	5級	なし

※ ILC推進課長の給料の特別調整の区分は、本庁の課長（5種）が適用となること。

イ 移管・再編に伴う指定職の並び順の改正

知事部局の出先機関の移管・再編に伴い、指定職の並び順を行政組織規則改正後の建制順に改めること。

	出先機関	指定職	給料の特別調整の区分	現行			移管・再編後		
				給料表	職務の級	属する部局	給料表	職務の級	属する部局
①	環境保健研究センター	所長	2種	行政職	8級	保健福祉部	現行(左記)と同じ	環境生活部	
		副所長	4種	行政職	6・7級				
				研究職	4級				
②	先端科学技術研究センター	所長	2種	研究職	5級	商工労働観光部	行政職	8級	政策地域部

【参考】岩手県知事部局行政組織規則【建制順】

部局	部局に属する出先機関【一部抜粋】	
	改正前	改正後
総務部	① [略] ② 消防学校	① [略] ② 消防学校
政策地域部		① 先端科学技術研究センター
環境生活部	① 食肉衛生検査所 ② 県民生活センター	① 食肉衛生検査所 ② 環境保健研究センター ③ 県民生活センター
保健福祉部	①～② [略] ③ 児童相談所 ④ 環境保健研究センター ⑤ 高等看護学院 ⑥～⑦ [略]	①～② [略] ③ 児童相談所 ④ 高等看護学院 ⑤～⑥ [略]
商工労働観光部	①～② [略] ③ 福岡事務所 ④ 先端科学技術研究センター ⑤ 産業技術短期大学校 ⑥ [略]	①～② [略] ③ 福岡事務所 ④ 産業技術短期大学校 ⑤ [略]
[略]		

(2) 議会事務局関係

【職の廃止】

- 議会事務局より、職制の見直しに係る内申があったことから、改正すること。

指定職から削除する職	給料表	職務の級	給料の特別調整の区分
管理主幹	行政職	6・7級	5種

(3) その他所要の整備（第3条第2項）

再任用短時間勤務職員に支給する給料の特別調整額※を定める条項

※ フルタイム勤務時に支給する額×1週間当たりの勤務時間÷38時間45分

- ア 「短時間勤務職員」の定義規定について、「地方公務員法」で定める定義規定を引用することが適当であることから改めること。
- イ 「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）」の用語が2個所で用いられていることから、関係規定を整備すること。
- ウ 「勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の改正（平成19年10月19日公布条例第64号）に伴い、条項のずれが生じたため、当該条項を引用している規定の整備を要すること。（単純な条項ずれの解消を目的とするもの）

3 施行日

平成26年4月1日から施行すること。

⇒ 平成25年度の最終の県報発行日（平成26年3月28日（金））に公布予定であること。

議案第2号

へき地手当等に関する規則の一部改正について

平成26年3月13日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

へき地学校及び準へき地学校の統廃合に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

へき地学校及び準へき地学校の統廃合に伴い、統廃合となる学校を削除すること。（別表第1、別表第2関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成26年4月1日から施行すること。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
盛岡教育事務所	外山小学校	盛岡市玉山区藪川	3級	盛岡教育事務所	小屋瀬小学校	岩手郡葛巻町葛巻	[略]
	小屋瀬小学校	岩手郡葛巻町葛巻	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
[略]				[略]			
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]	宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	重茂小学校	宮古市重茂	[略]		重茂小学校	宮古市重茂	[略]
	鶴磯小学校	宮古市重茂	[略]		和井内小学校	宮古市和井内	[略]
	千鶏小学校	宮古市重茂	[略]				
	和井内小学校	宮古市和井内	[略]				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
県北教育事務所	[略]	[略]	[略]	県北教育事務所	[略]	[略]	[略]
	山根小学校	久慈市山根町	[略]		来内小学校	久慈市山形町来内	[略]
	来内小学校	久慈市山形町来内	[略]				
	[略]	[略]	[略]		浄法寺小学校	二戸市浄法寺町	[略]
	浄法寺小学校	二戸市浄法寺町	[略]		笹渡小学校	九戸郡軽米町大字上館	[略]
	笹渡小学校	九戸郡軽米町大字上館	[略]		小軽米小学校	九戸郡軽米町大字小軽米	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
中学校				中学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
盛岡教育事務所	藪川中学校	盛岡市玉山区藪川	3級	盛岡教育事務所	小屋瀬中学校	岩手郡葛巻町葛巻	[略]
	小屋瀬中学校	岩手郡葛巻町葛巻	[略]				

所	[略]	[略]	
	[略]		
[略]			
県北教育事務所	山根中学校	久慈市山根町	2級
所	侍浜中学校	久慈市侍浜町	[略]
	[略]	[略]	
	浄法寺中学校	二戸市浄法寺町	
	笹渡中学校	九戸郡軽米町大字上笹	
	小軽米中学校	九戸郡軽米町大字小軽	
		米	
	大野中学校	九戸郡洋野町大野	

[略]

別表第2 (第2条関係)

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
県北教育事務所	[略] 戸田小学校	[略] 九戸郡九戸村大字 戸田
	城内小学校	九戸郡洋野町種市

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
県北教育事務所	[略] 普代中学校	[略] 下閉伊郡普代村第 14地割
	晴山中学校	九戸郡軽米町大字 山内

[略]

所	[略]	[略]	
	[略]		
[略]			
県北教育事務所	侍浜中学校	久慈市侍浜町	[略]
所	[略]	[略]	
	浄法寺中学校	二戸市浄法寺町	
	大野中学校	九戸郡洋野町大野	

[略]

別表第2 (第2条関係)

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
県北教育事務所	[略] 戸田小学校	[略] 九戸郡九戸村大字 戸田

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
県北教育事務所	[略] 普代中学校	[略] 下閉伊郡普代村第 14地割

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部改正について

H26.3.13 人事委員会事務局

1 改正の趣旨

へき地学校及び準へき地学校の統廃合に伴い、所要の改正を行うこと。

2 改正内容

(1) へき地学校及び準へき地学校の統廃合による改正

ア 小学校

No.	教育事務所	市町村名	改正前			改正後	
			学校名	廃止等	級地区分	学校名	級地区分
1	盛岡教育事務所	盛岡市	米内小学校	—	無し	米内小学校（統合）	無し
			外山小学校	廃止	3級地		
2	宮古教育事務所	宮古市	重茂小学校	—	2級地	重茂小学校（統合）	2級地
			鶺鴒 <small>ういそ</small> 小学校	廃止	2級地		
			千鶺 <small>ちけい</small> 小学校	廃止	2級地		
3	県北教育事務所	久慈市	小久慈小学校	—	無し	小久慈小学校（統合）	無し
			山根小学校	廃止	2級地		
		軽米町	小軽米 <small>こがるまい</small> 小学校	—	1級地	小軽米小学校（統合）	1級地
			笹渡小学校	廃止	1級地		
		洋野町	種市小学校	—	無し	種市小学校（統合）	無し
			城内 <small>じょうない</small> 小学校	廃止	準へき地		

イ 中学校

No.	教育事務所	市町村名	改正前			改正後	
			学校名	廃止等	級地区分	学校名	級地区分
1	盛岡教育事務所	盛岡市	米内中学校	—	無し	米内中学校（統合）	無し
			藪川中学校	廃止	3級地		
2	県北教育事務所	久慈市	長内中学校	—	無し	長内中学校（統合）	無し
			山根中学校	廃止	2級地		
		軽米町	軽米中学校	—	無し	軽米中学校（統合）	無し
			笹渡中学校	廃止	1級地		
			小軽米中学校	廃止	1級地		
			晴山中学校	廃止	準へき地		

(2) 施行日

平成26年4月1日から施行する。

【参考】

1 へき地手当等の額

給料及び扶養手当の月額合計額に、次の支給割合を乗じて得た額

級別区分	支給割合
5級地	18/100
4級地	15/100
3級地	12/100
2級地	9/100
1級地	6/100
準へき地	3/100

2 へき地手当に準ずる手当の額

給料及び扶養手当の月額合計額に、次の支給割合を乗じて得た額(異動等に伴い住居移転した場合で、支給対象はへき地学校、準へき地学校及び指定学校)

期 間	支給割合
異動等の日から5年以内	3/100
異動等の日から5年超6年以内	1/100

3 へき地学校数の状況

	改正前	改正後
へき地学校	99	90
準へき地学校	17	15
指定学校	17	17
合計	133	122

議案第3号

級別職務区分表の告示の一部改正について

平成26年3月13日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

組織改編等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 告示案の内容

組織改編等に伴い、所要の改正をすること。

第3 施行期日

平成26年4月1日から施行すること。

級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月 日

改正前										改正後											
1 行政職給料表										1 行政職給料表											
区分	[略]	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	区分	[略]	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
知事 の 事務 部 局	本庁	[略]	[略] 主査	[略]	[略] 政策監 I L C 推進監 調整監 [略]	[略] 政策監 I L C 推進監 調整監 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	知事 の 事務 部 局	本庁	[略]	[略] 主査 主査行 政専門 員	[略]	[略] 政策監 調整監 [略]	[略] 政策監 調整監 [略]	[略]	[略]	[略]	
	広域振興局	[略]	[略] 出張所 長	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	局	広域振興局	[略]	[略] 出張所 長 主査行 政専門 員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
広 域 振 興 局 以 外 の 出 先 機 関	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	広 域 振 興 局 以 外 の 出 先 機 関	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	消防学 校	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	消防学 校	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	先端科 学技術 研究セ ンター	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	先端科 学技術 研究セ ンター	[略]	[略]	[略]	副所長	[略]	[略]	所長	[略]	[略]	[略]	
	環境保 健研究 センタ 二	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	環境保 健研究 センタ 二	[略]	[略]	[略]	企画情 報部長	副所長	副所長	所長	[略]	[略]	[略]	
	県民生 活セン ター	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	県民生 活セン ター	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	児童相 談所	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	児童相 談所	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	環境保 健研究 センタ 二	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	環境保 健研究 センタ 二	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	高等看 護学院	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	高等看 護学院	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	福岡事 務所	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	福岡事 務所	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	先端科 学技術 研究セ ンター	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	先端科 学技術 研究セ ンター	[略]	[略]	[略]	総務部 長 企画部 長	総務部 長 企画部 長	副所長	副所長	[略]	[略]	[略]	[略]
産業技 術短期 大学校	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	産業技 術短期 大学校	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略] 主査	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略] 主査 主査行 政専門 員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

収用委員会 の事務局	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

[略]

5 研究職給料表

区分		[略]	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務	[略]	[略]	[略]			
部局	広域振興局 以外の出先 機関	環境保健研 究センター	[略]			
		先端科学技 術研究セン ター				所長
		生物工学研 究所	[略]			
		[略]	[略]			
		[略]	[略]			
[略]		[略]	[略]			

[略]

6 医療職給料表(1)

区分		[略]	2 級	3 級	4 級
知事の事務	[略]	[略]	[略]		
部局	広域振興局 以外の出先 機関	保健所	[略]		
		福祉総合相 談センター	[略]		
		環境保健研 究センター		首席専門研 究員	首席専門研 究員
		精神保健福 祉センター	[略]		
		[略]	[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

収用委員会 の事務局	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

[略]

5 研究職給料表

区分		[略]	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務	[略]	[略]	[略]			
部局	広域振興局 以外の出先 機関	先端科学技 術研究セン ター				
		環境保健研 究センター	[略]			
		生物工学研 究所	[略]			
		[略]	[略]			
		[略]	[略]			
[略]		[略]	[略]			

[略]

6 医療職給料表(1)

区分		[略]	2 級	3 級	4 級
知事の事務	[略]	[略]	[略]		
部局	広域振興局 以外の出先 機関	環境保健研 究センター		首席専門研 究員	首席専門研 究員
		保健所	[略]		
		福祉総合相 談センター	[略]		
		精神保健福 祉センター	[略]		
		[略]	[略]		

[略]

級別職務区分表の告示の一部改正について

H26.3.13 人事委員会事務局

1 改正の趣旨

平成26年度組織改編等に伴い、所要の改正を行うこと。

2 知事部局関係

(1) 移管・再編に伴う職の改廃

	現 行					移管・再編後				
	部 局	所 属	職 名	給料表	職務の級	部 局	所 属	職 名	給料表	職務の級
①	政 策 地域部	政 策 推進室	I L C 推進監	行政職	6,7 級	政 策 地域部	科学 I L C 推進室	I L C 推進課長※	行政職	6,7 級
②	商工労働 観光部	先端科学 技術研究 センター	所 長	研究職	5 級	政 策 地域部	先端科学 技術研究 センター	所 長	行政職	8 級
			副 所 長	行政職	6,7 級			副所長	〃	5 級
			総務部長	〃	4,5 級			廃 職		
			企画部長	〃	4,5 級					

※ 級別職務区分表における「I L C 推進課長」の区分は、「本庁の課長」が適用となること。

(2) 移管・再編に伴う職の並び順の改正

知事部局の出先機関の移管・再編に伴い、職の並び順を行政組織規則改正後の建制順に改めること。

	出 先 機 関	属 する 部 局	
		現 行	移管・再編後
①	環境保健研究センター	保 健 福 祉 部	環 境 生 活 部
②	先端科学技術研究センター	商工労働観光部	政 策 地 域 部

【参考】岩手県知事部局行政組織規則【建制順】

部 局	部局に属する出先機関【一部抜粋】	
	改正前	改正後
総 務 部	① [略] ② 消防学校	① [略] ② 消防学校
政 策 地 域 部		① 先端科学技術研究センター
環 境 生 活 部	① 食肉衛生検査所 ② 県民生活センター	① 食肉衛生検査所 ② 環境保健研究センター ③ 県民生活センター
保 健 福 祉 部	①～② [略] ③ 児童相談所 ④ 環境保健研究センター ⑤ 高等看護学院 ⑥～⑦ [略]	①～② [略] ③ 児童相談所 ④ 高等看護学院 ⑤～⑥ [略]
商工労働観光部	①～② [略] ③ 福岡事務所 ④ 先端科学技術研究センター ⑤ 産業技術短期大学校 ⑥ [略]	①～② [略] ③ 福岡事務所 ④ 産業技術短期大学校 ⑤ [略]
[略]		

(3) 再任用職員に係る職制の見直しに伴う職の新設

新設する職	給料表	職務の級
主査行政専門員	行政職	4 級

3 議会事務局関係

【職の廃止】

- 議会事務局より、職制の見直しに係る内申があったことから、改正すること。

廃止する職	給料表	職務の級
管理主幹	行政職	6、7級

4 教育委員会関係

【職の新設】

- 教育委員会より、職制の見直しに係る内申があったことから、改正すること。

	新設する職	給料表	職務の級
①	<u>スポーツ医・科学専門員（主任相当、主査相当）</u>	行政職	3級
②	<u>スポーツ医・科学専門員（主査相当）</u>		4級
③	<u>上席スポーツ医・科学専門員</u>		4、5級

※「主査行政専門員」の職の新設は行わないこと。

5 その他の任命権者（監査、人委）関係

【職の新設】

再任用職員に係る職制の見直しに伴う職の新設

- 監査委員事務局及び人事委員会事務局より、職制の見直しに係る内申があったことから、改正すること。

新設する職	給料表	職務の級
主査行政専門員	行政職	4級

6 施行日

平成26年4月1日から施行すること。

⇒ 平成25年度の最終の県報発行日（平成26年3月28日（金））に公布予定であること。